

なら農商工連携ファンド事業助成金交付要領

(総 則)

第1条 この要領は、奈良県が制定した「なら農商工連携ファンド事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、財団法人奈良県中小企業支援センター（以下「支援センター」という。）が造成するファンドの運用益をもって、中小企業者と農林漁業者との連携（以下「農商工連携」という。）による創業又は中小企業の経営の革新につながる多様な取組を行う者に対して助成するなら農商工連携ファンド事業助成金（以下「助成金」という。）の交付の申請、交付の決定その他助成金の交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号に該当する者（農林漁業者を除く。）のうち、県内に本社又は事業所を有するもの（本事業により、県内に本社又は事業所を開設しようとする者を含む。事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総社員の過半数を大企業に保有されている企業）を除く。）
- 二 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に規定する農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）
なお、農業、林業、漁業の定義については、日本標準産業分類によるものとする。
- 三 連携体 中小企業者と農林漁業者で構成されるグループで次の要件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して、支援センター理事長（以下「理事長」という。）が本事業の実施主体として適当と認めたもの
イ 当該グループの構成員の過半数が県内で事業を行う者であること。
ロ 事業の実施に係る助成金の交付の窓口となり、かつ、経理を行う事業者をあらかじめ1つ定め、当該事業者が助成金に係る特別の会計を設けて本助成事業であることを明確にしていること。
- 四 創業 個人又は個人を含むグループが新たに事業を開始すること又は新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(目 的)

第3条 助成金は、農商工連携による地域資源を活用した創業又は中小企業の経営の革新につながる多様な取組を行う者に対して助成することにより、地域の活性化の推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第4条 助成金交付事業の対象者は、中小企業者と農林漁業者の連携体とする。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業は、中小企業者と農林漁業者の連携体が取り組む次に掲げるものとする。ただし、過年度及び同一年度の国庫補助金及び県補助金等の対象事業は、本助成金の交付の対象とならないものとする。

- 一 新商品や新サービスの開発事業
- 二 新たな生産方法の開発事業
- 三 新たな販売方法の開発事業

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成金交付事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- 一 委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金
- 二 委員、講師、調査研究員等の外部専門家及び役職員の旅費
- 三 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費（資料・報告書等の作成費）、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機械装置・工具器具費（研究開発に係るもののみ対象とする）、原材料費、機器借上料、借損料、外注加工費、雑役務費（販路開拓に係るもののみ対象とする）
- 四 調査研究、開発研究等の専門機関への委託費
（その事業の大部分を委託するものを除く。）
- 五 その他 支援センター理事長が必要と認める経費

(助成期間)

第7条 助成事業の助成期間は、第14条の規定に基づく助成金の交付の決定日の属する年度を起点として、3会計年度以内とする。

(助成率及び助成限度額)

第8条 助成事業の助成率は、助成対象経費の3分の2以内とする。

2 一つの助成事業に対する助成額の上限額は、1年当たり400万円以内かつ、3年間の総額は1,000万円以内とする。

(助成事業の採択基準)

第9条 助成事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、採択するものとする。

- 一 事業内容に新規性、独創性（テーマ性）、先取性があること。
- 二 事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており、企業化（事業化）の見通しがあること。

(事業計画書の提出及び採択)

第10条 助成金の交付を希望する者は、なら農商工連携ファンド事業に係る事業計画書（第1号様式の1～第1号様式の9）に必要書類を添えて、理事長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、提出を受けた事業計画について、支援センターに設置するなら農商工連携ファンド審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査した上で、採択する事業計画を決定し、通知する。なお、審査委員会の組織及び運営については、別に定め

る。

- 3 助成金の交付を希望する事業の助成期間が1年を超える場合は、事業年度（助成期間の始期から1年ごとの期間をいう。以下同じ。）ごとに事業計画書を提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第11条 前条の規定による採択の決定を受けた者は、助成金交付申請書（第2号様式）に必要書類を添えて、理事長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第12条 理事長は、助成金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請について助成金の交付を適当と認めるときは、申請した事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

（助成金の交付の条件）

第13条 理事長は、助成金の交付決定を行う場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、申請者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 助成事業に要する経費の配分の変更（第16条第1項各号に掲げる場合を除く。第3号において同じ。）をする場合においては、理事長の承認を受けること。
（第4号様式の1～第4号様式の3）
- 二 助成事業を行うために締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関すること。
- 三 助成事業の内容の変更をする場合においては、理事長の承認を受けること。
（第6号様式）
- 四 助成事業を中止又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
（第6号様式）
- 五 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合においては、速やかに理事長に報告し、指示を受けること。

（助成金の交付決定通知）

第14条 理事長は、助成金の交付決定（第3号様式）をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第15条 前条の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができるものとする。（第8号様式）

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成金の交付決定を受けた事業計画の変更の承認等）

第16条 助成事業者が、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合

は、あらかじめ事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める変更については、この限りでない。

(第4号様式の1～第4号様式の3)

- 一 助成対象経費の合計額の20パーセント以内の減少
 - 二 収支予算書に記載された経費ごとの各経費間においていずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更
 - 三 助成目的を損なわない事業計画の細部の変更
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第17条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 二 助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業者が助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 第14条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成事業の遂行)

- 第18条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他本要領に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。
- 2 助成事業者は、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

- 第19条 助成事業者は、助成事業の遂行状況について理事長が報告を求めたときは、事業遂行状況報告書（第9号様式の1・第9号様式の2）を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

- 第20条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を理事長の指定する日までにとらないときは、第26条第1項の規定により、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(代表者等の変更届)

第21条 助成事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届を理事長に提出するとともに、新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を提出しなければならない。

2 助成事業者が、合併等により事業を継承したときは、事業継承届を理事長に提出しなければならない。

(実績報告及び評価等)

第22条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から起算して30日を経過した日又は助成事業の期間の終了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに助成事業の成果及びそれに関する評価を記載した実績報告書（第10号様式の1～第10号様式の4）に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第23条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（第11号様式）し、助成事業者に対して通知しなければならない。

(是正のための措置)

第24条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に命ずることができるものとする。

2 第22条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の交付)

第25条 助成金は、第23条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後において事業の進捗が認められ、理事長が特に必要があると認める場合には、概算払により交付することができるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第12号様式の1・第12号様式の2）を理事長に提出するものとする。

3 助成事業者は、第1項ただし書の規定により助成金の交付を受けようとするときは、前項の助成金交付請求書（第12号様式の1）に併せて助成事業の成果及びそれに関する評価を記載した事業遂行状況報告書（第9号様式の1・第9号様式の2）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、助成金交付請求書及び事業遂行状況報告書又は実績報告書の提出を受けた場合においては、事業遂行状況報告書又は実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業遂行状況報告書又は実績報告書に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、請求に係る金額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第26条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要領に基づく理事長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第14条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(理由の提示)

第27条 理事長は、第20条の規定による助成事業の遂行若しくは一時停止、第24条の規定による助成事業の是正のための措置又は前条の規定による助成金の交付決定の取消しの命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(助成金の返還)

第28条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第29条 助成事業者は、第26条第1項の規定による交付決定の取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を支援センターに納付しなければならない。

2 助成金が、2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を支援センターに納付しなければならない。

5 理事長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 第1項及び第4項の規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第30条 助成事業者は、理事長が定める期間内に、助成事業により取得し、又は効用の増加した理事長が定める財産（以下「取得財産等」という。）を助成金の交付の目的以

外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、理事長は、当該取得財産等が、理事長が定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(立入検査等)

第31条 理事長は、助成金交付事業の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(助成金の経理及び関係書類等の保存)

第32条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあっては、当該5年間を超える期間とする。

(実施結果の企業化等)

- 第33条 助成事業者は、助成事業の実施の結果の企業化に努めなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、毎事業年度終了後20日以内に当該助成事業に係る過去1年間の企業化状況等について、企業化状況等報告書(第13号様式)により理事長に報告しなければならない。
 - 3 助成事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第34条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、商標権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、第22条に規定する実績報告書又は前条に規定する企業化状況等報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

第35条 理事長は、第33条第2項の規定による企業化状況等報告書の提出があった場合において、助成事業者が当該助成事業の完了により、企業化、工業所有権の譲渡又は実施権の設定その他当該助成事業の成果を他の者に供与することにより収益が生じたと認めたときは、当該助成事業者に対し、交付した助成金の範囲内でその収益の全部又は一部を支援センターに納付させることができるものとする。

(その他)

第36条 理事長は、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年8月11日から施行する。

この要領は、平成22年2月25日から施行する。

(ただし、平成22年度事業から適用する。)

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

(様式一覧)

番号	様 式 名	提出を要する事業	条文
第1号様式の1	事業計画書	全事業	10
第1号様式の2	全体事業計画書	事業期間が1年を超える事業	10
第1号様式の3	事業計画書	全事業	10
第1号様式の4	収支予算書	〃	10
第1号様式の5	事業実施スケジュール(中小企業者)	〃	10
	事業実施スケジュール(農林漁業者)	〃	10
第1号様式の6	申請者(連携体代表者)の概要	〃	10
第1号様式の7	申請者(共同申請者)の概要	〃	10
第1号様式の8	助成事業代表者委任状	〃	10
第1号様式の9	助成事業終了後の事業計画	〃	10
第2号様式	助成金交付申請書	全事業	11
第3号様式	交付決定通知書	(支援センターが通知)	14
第4号様式の1	交付決定内容変更承認申請書	全事業	13・16
第4号様式の2	変更事業計画書	〃	13・16
第4号様式の3	変更収支予算書	〃	13・16
第5号様式	交付決定内容変更承認通知書	(支援センターが通知)	13
第6号様式	事業中止(廃止)承認申請書	全事業	13
第7号様式	事業中止(廃止)承認通知書	(支援センターが通知)	13
第8号様式	事業取下届出書	全事業	15
第9号様式の1	遂行状況報告書	全事業	19・25
第9号様式の2	収支予算書(遂行状況報告用)	〃	19・25
第10号様式の1	実績報告書	〃	22・25
第10号様式の2	助成事業実績調書	〃	22・25
第10号様式の3	収支精算書	〃	22・25
第10号様式の4	支出明細報告書	〃	22・25
第11号様式	助成金確定通知書	(支援センターが通知)	23
第12号様式の1	助成金交付請求書(概算払)	全事業	25
第12号様式の1別紙	概算請求理由・契約支出状況	〃	25
第12号様式の2	助成金交付請求書(精算払)	〃	25
第13号様式	企業化状況等報告書	〃	33